

●令和８年４月１日時点で**４０歳**未満

●令和７年１２月3１日時点で東彼杵町に**住民票**を有している

●令和７年中に**各月１５日**以上**遠距離通勤**していた

**※隣接する市町以外への通勤　または**

**川棚町・大村市・嬉野市に通勤のうち、通勤距離が15㎞以上**

対　象　要　件

【東彼杵町若年層遠距離通勤応援金】

若者の人口流出抑制と移住・定住の促進を図るため、町内に住民票を有し、町外の事業所に遠距離通勤している若年層の皆さまに対し、応援金を交付する制度です。

令和７年１月１日から令和７年１２月３１日までを算定期間とし

月額**8,000**円（最大**96,000**円）を交付します。

**令和８年１月５日**から**令和８年３月３１日**まで

**申請期間**

郵送、窓口持参、電子申請サービスにより申請できます。

**申請方法**

詳細はコチラ

東彼杵町HP

（提出書類）

〇東彼杵町若年層遠距離通勤応援金交付申請書（様式第１号）

〇在職証明書（指定様式）

〇本人確認書類（マイナンバーカードの写しまたは運転免許証の写し）

※様式は東彼杵町ホームページよりダウンロードできます。

**最大**

**最大**

万円

万円

応援金

応援金

応援金

**9.6**

**9.6**

【本件に関する問合せ先】

東彼杵町役場総務課企画係　TEL：0957-46-1286　FAX：0957-46-0884

E-mail　:　kikaku@town.higashisonogi.lg.jp

東彼杵町からのお知らせ

遠距離通勤

若い世代

している

の皆さまへ